

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2023



今日も明日もこの街で
ちゅうしん
札幌中央信用組合

ちかくにいるから、
チカラになれる。

Shinkumi Bank

信用組合
しんくみ

ごあいさつ

みなさまには、平素より“ちゅうしん”への格別なるご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。このたび、令和5年3月期（令和4年度第70期）の当組合の業績を取りまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。“ちゅうしん”は、地域のみなさまに真にお役に立てる金融機関を目指し、地域密着型金融に徹するとともに、資産の健全化や自己資本の充実など経営の健全性確保に努めてまいりますので、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

札幌中央信用組合
理事長/泉 融和



当組合のあゆみ（沿革）

昭和28年 8月	「札幌繊維信用組合」の名称にて業務開始
昭和29年 8月	「中央信用組合」と改称
昭和45年10月	内国為替業務開始
昭和48年 7月	本店ビル竣工落成
昭和57年 7月	自営オンライン開始
昭和58年10月	「札幌中央信用組合」と改称
昭和59年11月	ATM 取扱開始
昭和63年 7月	国債窓口販売業務取扱開始
平成 3年 5月	全国しんくみ CD キャッシング開始
平成 7年 1月	全国信組共同オンライン加盟
平成11年 5月	第4次共同オンラインシステム稼働
平成13年10月	保険窓口販売業務取扱開始
平成15年 1月	国債オンライン化開始
平成15年 8月	創立50周年を迎える
平成18年 3月	個人向け国債窓口販売業務取扱開始
平成19年 5月	第5次共同オンラインシステム稼働
平成20年 6月	生命保険窓口販売業務取扱開始
平成22年 2月	ページ口座振替受付サービス開始
平成23年 1月	カーボンオフセット化総合口座通帳の採用
平成24年 3月	個人向けインターネットバンキング取扱開始
平成24年 4月	ページ収納サービス開始
平成25年 2月	法人向けビジネスバンキング取扱開始
平成25年 2月	でんさいネット開始
平成25年 8月	創立60周年を迎える
平成25年 8月	本店に AED を設置、全役職員が普通救命講習受講
平成26年 7月	IC キャッシュカード取扱開始
平成27年 3月	全国保証株式会社業務提携
平成27年 5月	第6次共同オンラインシステム稼働
平成28年 4月	日本学生支援機構奨学金業務取扱開始
平成29年 3月	ユニバーサル・デザイン化総合口座通帳の採用
平成29年 7月	3信組（北央・空知・当組合）包括的連携協力協定締結
平成29年10月	信組 ATM 通帳記帳提携開始
平成30年10月	内国為替24時間化開始
令和元元10月	「日本銀行蔵入復代理店」（窓口電子収納限定）となる
令和 2年10月	本店ビル非常用発電機設置
令和 3年 8月	個人型確定拠出年金「iDeCo」取扱開始

事業方針

基本方針

信用組合の特性を発揮し、地域に信頼される「ちゅうしん」を確立します。

経営方針

- 経営体質の強化
収益力の一層の強化と統合的リスク管理態勢の充実により、「資産の良質化」及び「自己資本の充実」を図り、健全な経営体質を実現します。
- 営業基盤の拡充
「顧客志向」型経営に積極的に取組み、経営情報の開示やサービス提供など、「お客さま」及び「地域」と密接な関係を構築して、営業基盤の拡充を図ります。
- 人材の育成
職員自ら仕事に責任と誇りを持ち、「情熱」と「創意工夫」を基に、「お客さま」の期待に応える人材を育成します。

（当組合の経営姿勢と考え方）

当組合では、令和4年度からスタートした「第12次中期3ヵ年計画（Face to Face 営業）＜地域と共存・地域に貢献・そしてともに成長＞」に掲げる基本方針に基づき、地域に根差したきめ細やかな営業活動でお取引先との繋がりを強化するとともに、資産の健全化や自己資本の充実など経営体質の向上に努め、組合員のみなさまの一番身近な金融機関として、最初に相談される信用組合を目指し、役職員一同全力をあげて邁進する所存でございます。

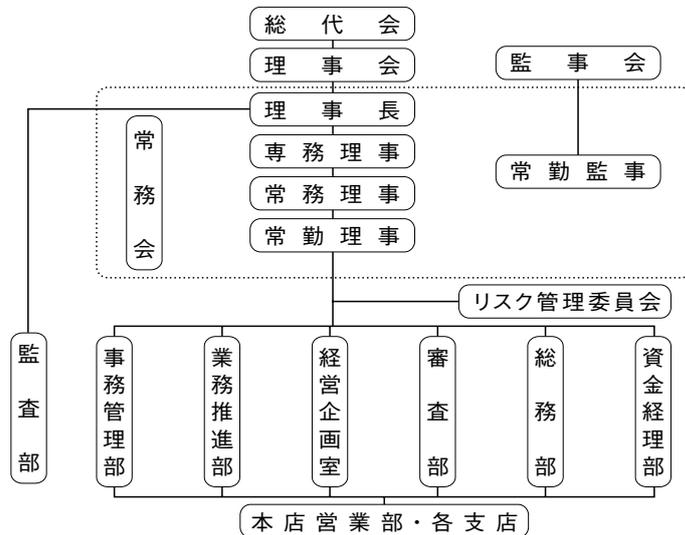
組合員の推移

（単位：人）

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	20,165	19,519
法人	4,282	4,335
合計	24,447	23,854

事業の組織

（令和5年4月1日現在）



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和5年6月23日現在）

理事長 （代表理事）	泉 融和	専務理事 （代表理事）	清水貴司
常務理事	左近秀章	常勤理事	小笠原勝憲
理事顧問	浅山廣司	理事	中兼寿彦（※）
理事	中村安雄（※）	理事	佐野康仁（※）
常勤監事	渡辺 優	監事	渡邊達夫

（注）1.当組合は、役職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。
2.渡邊監事は協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。

会計監査人の氏名又は名称

（令和5年3月31日現在）

監査法人ライトハウス	
業務執行社員	北村 好孝
業務執行社員	高崎 智子

令和4年度 経営環境・事業概況

金融経済情勢

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルスの影響が徐々に小さくなる中、感染防止策を講じて平時の社会経済活動を取り戻す動きが進みつつあり、個人消費や企業業績の一部に回復の兆しも見られますが、国際的な資源・エネルギー価格の高騰や供給制約の影響により、国内の企業物価・消費者物価は歴史的な水準で上昇しており、景気の先行きに対する下押し圧力になっております。

道内経済においても、物価高の波が押し寄せているほか、大企業を中心に相次いだ賃上げの動きは、価格転嫁が難しく業績好転を見逃せない中小企業・小規模事業者の利益を圧迫し、人手不足が深刻化するなど、事業活動に大きな影響を及ぼしております。

これに対して政府は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を打ち出し、電気・ガス・燃油価格高騰の激変を緩和するとともに、適切な価格転嫁を可能とする環境整備に乗り出しているほか、足元では、北海道新幹線の札幌延伸を受けた再開発やプロ野球日本ハムの「北海道ボールパークFビレッジ」の開業、次世代半導体の国産化を目指す「ラピダス」の新工場建設など、大規模プロジェクトが進展しており、雇用増や開発促進など、道内経済の活性化が期待されております。

金融面では、欧米の中央銀行がインフレ抑制のため、大幅な利上げに動く中、日銀の大規模金融緩和の継続は、かつて日本経済の重荷だった円高や株安、雇用環境の改善に効果があるとされておりましたが、超低金利の常態化で、経済の新陳代謝は鈍り、潜在成長率が0%台半ばに落ち込むなど、金融緩和の副作用が強まりました。

そのような中、日銀は、昨年末に大規模な金融緩和策の一部修正を決定するとともに、政府は、経済学者で金融政策研究の第一人者である植田氏を新総裁に指名しました。新総裁には、副作用を抑えつつ金融緩和を継続することで、急激な金利上昇や円高・株安に陥ることなく、積年の課題である需要回復型の安定した物価上昇を定着させ、日本経済を成長軌道に乗せることが期待されております。

こうした情勢下、地域の中小企業・小規模事業者は、コロナ禍により積み重なった債務に加え、急激な物価上昇や人手不足の影響から厳しい経営環境が続いており、地域金融機関においては、資金繰り支援はもとより、事業の継続・改善に資する情報提供や紹介業務など、様々な面からお取引先に寄り添ったサポートの実践とコンサルティング機能の発揮が強く求められました。

業績

当組合は、このような厳しい金融経済環境の下、信用組合としての使命を果たすべく、鋭意業務の伸展と経営効率化に努めました結果、下記のとおりの業績となりました。

①預金	期末残高 112,401百万円、前期比 △199百万円減、減率 △0.17%
	期中平均残高 121,116百万円、前期比 △1,597百万円減、減率 △1.30%
②貸出金	期末残高 79,873百万円、前期比 4,946百万円増、増率 6.60%
	期中平均残高 78,297百万円、前期比 5,025百万円増、増率 6.85%
③収益	当期純利益 365百万円、前期比 138百万円増、増率 61.19%

当期の業務純益、経常利益、当期純利益は、すべて18期連続の黒字計上となりました。

最終的には、自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づく期末自己資本比率は8.92%となり、健全金融機関の国内基準4%を十分クリアしております。

なお、今期の配当は、前期と同率の年1.0%とさせていただきます。

総代会について

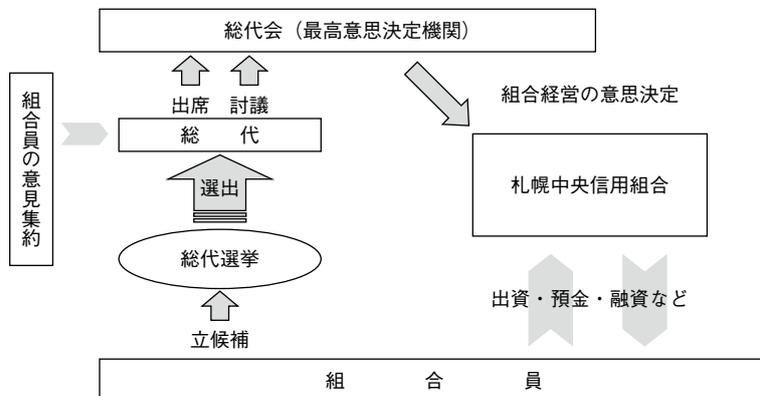
総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員23,854名（令和5年3月末現在）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の役割

- 信用組合に於ける総代は、組合員の代表であり組合運営に関与できる立場にあります。
- 組合運営に関し、意見等を述べる最良の機会が総代会であり、最重要事項の決定については、総代会の承認を得なければならないこととされています。
- そのようなことから、総代は信用組合の運営を任されている理事の業務遂行、組合の経営方針等につき、その適切性・発展性等を審議・進言するという重要な役割を担っています。また、その意見の反映に関して信用組合は株式会社組織と違い出資金の金額によらず一人一票の議決権と規定されており、協同組織としての公平性が保たれております。

総代の定数と任期及び選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

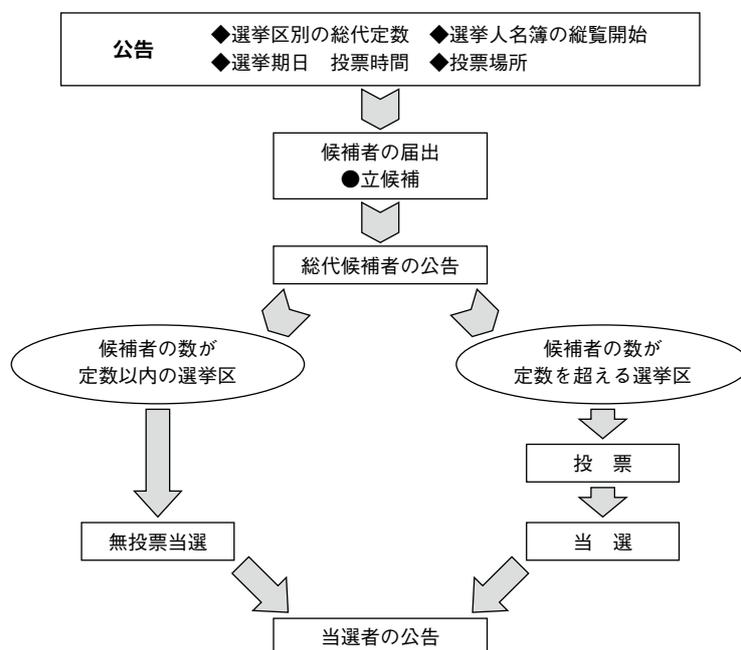
なお、総代候補者（立候補者）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者）を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を14の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和5年3月末現在の組合員総数は23,854人）。

総代選挙までの手続き



総代会について

第70期通常総代会の報告

第70期通常総代会が、令和5年6月23日午後0時23分より、札幌東急 REI ホテルで開催されました。当日は総代105名のうち、会場出席50名、委任状による出席50名のもと、以下の議案が可決・承認されました。

決議事項

- 第1号議案 令和4年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認の件
 第2号議案 令和5年度 事業計画及び収支予算案承認の件
 第3号議案 定款一部改定の件
 第4号議案 理事任期満了に伴う改選の件
 第5号議案 監事選任の件
 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代名簿（選出地区別）

（令和5年6月23日現在：敬称略）

氏名後ろの数字は総代就任回数です

中央地区 17名 <small>（本店営業地区）定数17名</small> 浅野 哲也 ④ <small>（代）</small> 岩井 久 ①① <small>（代）</small> 木村 靖人 ⑥ <small>（代）</small> 岩崎 充佳 ⑨ <small>（代）</small> 安田 晶代 ⑧ <small>（代）</small> 岡田 脩治 ⑥ <small>（代）</small> 小田 征洋 ⑧ <small>（代）</small> 逸見 和雄 ⑫ <small>（代）</small> 佐藤 昭夫 ⑤ <small>（代）</small> 川田 智之 ⑥ <small>（代）</small> 島口 義弘 ③ <small>（代）</small> 中山 菊雄 ⑩ <small>（代）</small> 堀尾 壮六 ④ <small>（代）</small> 小林 一清 ⑳ <small>（代）</small> 佐藤 文則 ⑭ <small>（代）</small> 首藤 一弘 ③ <small>（代）</small> 渡辺 優 ②	北地区 6名 <small>（北支店営業地区）定数6名</small> 大場三千博 ④ 岡 利弘 ⑤ 川口 政治 ⑦ 庄子 忠則 ② 萩中 末雄 ⑧ 山本 慎一 ⑨	澄川地区 5名 <small>（澄川支店営業地区）定数5名</small> 石田 照幸 ④ <small>（取締役）</small> 船水新次郎 ① 吉田 忠博 ⑩ <small>（理事長）</small> 米永 雅樹 ② 米谷 充眞 ③	西野地区 4名 <small>（西野支店営業地区）定数5名</small> 大縄 雅義 ④ 柴野 秀明 ③ 榎 昭憲 ⑥ 渡邊 一伸 ④
美香保地区 12名 <small>（美香保支店営業地区）定数12名</small> 池下 堅二 ③ 加藤 博仁 ④ <small>（代）</small> 越浦 政俊 ③ 今野 富夫 ② 左近 秀章 ① 鈴久名 健 ⑥ 浜谷 博泰 ③ 福田 利夫 ① 伏見 政照 ④ <small>（代）</small> 一関 脩 ⑩ 門馬 安孝 ② 水野 善勝 ①	南郷地区 6名 <small>（南郷支店営業地区）定数6名</small> 小林 一郎 ⑨ 小林 義勝 ④ 佐藤 和幸 ⑤ <small>（代）</small> 田垣 慎一 ⑧ 平井 美直 ⑫ <small>（代）</small> 長井 直昭 ②	藤野地区 2名 <small>（藤野支店営業地区）定数4名</small> <small>（代）</small> 矢田目規宏 ② 中西 博 ⑬	西岡地区 4名 <small>（西岡支店営業地区）定数5名</small> 青山 正 ①① 阿部 正誉 ① 奥野健太郎 ② <small>（代）</small> 青山 宏一 ①
山鼻地区 9名 <small>（山鼻支店営業地区）定数10名</small> 大友 龍之 ⑥ 小倉 英一 ⑧ 小松 直之 ③ 佐野 康仁 ⑥ 杉山 隆俊 ④ <small>（代）</small> 堀井 眞吾 ② 中神 誓志 ①① 松尾 守康 ④ 明道 進 ②	平岸地区 9名 <small>（平岸支店営業地区）定数9名</small> 井原 則之 ③ <small>（代）</small> 内海 由之 ⑤ <small>（代）</small> 大沼 浩一 ① <small>（代）</small> 菊池 大蔵 ② 長山 勉 ② 西谷 靖 ② <small>（代）</small> 五十嵐順一 ① 沼田 佳久 ⑥ <small>（代）</small> 木林 朋之 ⑦	発寒地区 9名 <small>（発寒支店営業地区）定数9名</small> 阿部 裕治 ⑥ <small>（代）</small> 妹尾 龍昭 ③ 只野 猛 ⑤ 松岡總一郎 ⑦ 松本 征人 ⑩ <small>（代）</small> 宮坂 俊治 ② <small>（代）</small> 蝦名 大典 ⑥ 山下 昭男 ⑤ 吉田 朋人 ①	篠路地区 7名 <small>（篠路支店営業地区）定数7名</small> 新井 康介 ① 泉 融和 ③ 加藤 哲哉 ③ 清水 貴司 ① 寺田 哲 ⑤ 中村 安雄 ① <small>（代）</small> 刈田 晋弥 ⑤
	北郷地区 7名 <small>（北郷支店営業地区）定数7名</small> <small>（代）</small> 岡村 一弘 ④ <small>（代）</small> 丸谷 武弘 ② <small>（代）</small> 山根 春雄 ② 高瀬 義秋 ⑤ 千葉 武雄 ⑤ <small>（代）</small> 茶木平 誠 ③ 中兼 寿彦 ①	平岡地区 8名 <small>（平岡支店営業地区）定数8名</small> 浅山 廣司 ④ 油谷 義晴 ④ 西國 宏治 ② <small>（代）</small> 大澤 聡 ⑤ <small>（代）</small> 田辺 敏 ⑬ <small>（代）</small> 齋藤 聖悟 ⑩ 長井 博 ⑥ <small>（代）</small> 中里 健二 ②	

総代の属性別構成比

（令和5年6月23日現在）

職業別	個人1.0%、個人事業主7.6%、法人役員53.3%、法人38.1%
年代別	50歳代以下21.9%、60歳代35.2%、70歳代24.8%、80歳代以上18.1%
業種別	製造業6.7%、不動産業23.8%、卸売・小売業17.1%、建設業34.3%、運輸業1.0%、その他サービス業17.1%

※業種別は個人事業主、法人役員も含んでおります。

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現金	1,205,115	1,011,703
預 け 金	27,401,609	20,343,916
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 国 債	—	—
商 品 地 方 債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有 価 証 券	15,970,318	15,310,900
国 債	2,522,290	2,620,667
地 方 債	3,319,620	3,125,140
短 期 社 債	—	—
社 債	7,420,190	7,360,810
(公社公団債)	(193,210)	(184,330)
(金融債)	(2,304,360)	(2,300,170)
(その他社債)	(4,922,620)	(4,876,310)
株 式	443,321	460,709
その他の証券	2,264,896	1,743,574
貸 出 金	74,926,407	79,873,038
割 引 手 形	448,592	424,064
手 形 貸 付	3,436,320	4,320,200
証 書 貸 付	69,133,626	72,906,143
当 座 貸 越	1,907,868	2,222,630
外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	610,713	587,612
未 決 済 為 替 貸	10,557	9,099
全信組連出資金	374,200	374,200
その他出資金	1,451	1,451
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	116,351	120,936
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	108,152	81,924
有 形 固 定 資 産	1,635,317	1,631,797
建 物	221,390	216,669
土 地	1,333,735	1,333,735
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	80,190	81,392
無 形 固 定 資 産	5,976	4,850
ソ フ ト ウ ェ ア	1,842	716
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	4,133	4,133
前 払 年 金 費 用	—	—
繰 延 税 金 資 産	130,424	248,444
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	474,137	485,674
貸 倒 引 当 金	△499,151	△525,662
(うち個別貸倒引当金)	(△474,867)	(△510,350)
資 産 の 部 合 計	121,860,868	118,972,277

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
預 金 積 金	112,601,133	112,401,735
当 座 預 金	1,521,406	1,324,564
普 通 預 金	45,581,355	47,310,961
貯 蓄 預 金	294,636	283,834
通 知 預 金	—	30,000
定 期 預 金	59,774,408	58,191,535
定 期 積 金	5,163,157	4,953,636
その他の預金	266,167	307,204
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	2,800,000	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	2,800,000	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	248,195	295,293
未 決 済 為 替 借	22,274	21,765
未 払 費 用	45,556	45,022
給 付 補 填 備 金	634	544
未 払 法 人 税 等	104,505	141,774
前 受 収 益	55,199	66,688
払 戻 未 済 金	5,231	5,845
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売 付 債 券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	14,793	13,652
代 理 業 務 勘 定	287	288
賞 与 引 当 金	36,000	36,000
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	317,985	312,858
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	71,492	83,692
睡眠預金払戻損失引当金	1,600	1,300
偶 発 損 失 引 当 金	—	1,435
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	246,269	246,269
債 務 保 証	474,137	485,674
負 債 の 部 合 計	116,797,102	113,864,547
(純資産の部)		
出 資 金	995,502	991,377
普 通 出 資 金	995,502	991,377
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	3,245,428	3,600,521
利 益 準 備 金	990,000	995,502
その他利益剰余金	2,255,428	2,605,019
特 別 積 立 金	1,920,000	2,190,000
(経営安定強化積立金)	(1,920,000)	(2,190,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	335,428	415,019
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	4,240,930	4,591,898
その他有価証券評価差額金	188,363	△118,641
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	634,472	634,472
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	822,835	515,831
純 資 産 の 部 合 計	5,063,765	5,107,729
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	121,860,868	118,972,277

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づき時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は売却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 452百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,333百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △65百万円
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～60年
その他 5年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部・本部審査部管理係及び資金経理部が第1次の査定を実施し、当該部署から独立した本部審査部及び総務部が第2次査定、リスク管理委員会が第3次査定（最終）を行っており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を回収不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は133百万円であります。
また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|--|------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 225,436百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 221,592百万円 |
| 差引額 | 3,843百万円 |
| (2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日） | 0.799% |
| (3) 補足説明 | |
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給付額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金についての、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認められる額を計上しております。
 - 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額のうち、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に2,877千円、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に1,435千円計上しております。
 - 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、期末一括脱税方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

て、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金 525百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業績悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に10百万円を積み増して計上しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合も、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 繰延税金資産 248百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
6. 表示方法の変更
- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を含め、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。
7. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部については保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 547百万円 |
| 危険債権額 | 611百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 5百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 110百万円 |
| 合計額 | 1,275百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- | | |
|---|--------------|
| 18. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,883百万円 |
| 19. 有形固定資産の圧縮計帳額 | 48百万円 |
| 20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありませぬ。 | |
| 21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありませぬ。 | |
| 22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。 | |
| 23. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、424百万円であります。 | |
| 24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。 | |
| 担保に提供している資産 | 預け金 3,500百万円 |
| 担保資産に対応する債務はありませぬ。 | |
| 25. 出資1口当たりの純資産額 | 5,152円15銭 |

26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務および融資業務を主とし、その余裕資金の一部を預け金・有価証券で運用する金融業務を行っております。
このため金利変動による不利な影響が生じないように金利リスクの計測および自己資本に及ぼす影響度合いを定期的に把握・管理しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。そのほかの多くは支払準備資産や余裕資金として主に信用組合の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会の預け金で運用しているほか、一部を地元地方銀行等に預入しております。
また、有価証券は主に国債・地方債・社債といった安全性・流動性の高い債券で構成されており、支払準備資産及び安定的な収益を確保する目的で保有しております。

- なお、当組合の保有する有価証券は、金融商品に係る会計基準上の「その他有価証券」に区分しております。
これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理強化のための与信ポートフォリオ（特定業種、大口融資等）の状況把握と小口多数主義により、リスク分散を基本として、融資諸規定に基づく厳正な融資審査の徹底を図り、資産の健全化・良質化に努め、かつ不良債権の発生を未然に防止する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、融資審査部門と営業推進部門を分離し、信用リスク管理の要である審査部は、信用リスクの所在や規模等を的確に把握して定期的にリスク管理委員会に報告し、同委員会はリスク内容を分析・評価のうえ、その対応策を常務会に報告しております。
さらに、リスク管理委員会は、信用リスクを有する資産の自己査定及び償却・引当を適正に管理するとともに、オフバランス項目も統合して総資産の信用リスクを統括的に管理しております。
なお、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金経理部において格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で、特に金利変動に伴う金利リスクを重点的に管理しております。
日常的には資金経理部において、一定幅の金利変動（金利ショック）が起きた際に、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」の経済価値の合計額がどの程度減少するかを計測し、この減少額と自己資本の額とを比較する重要性テストの実施や市場リスク量を VaR によって計測し、取得したリスク量が予め設定した限度枠の範囲内となるよう管理しております。

一連の金利リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、リスク管理委員会、本部関連部署に報告され、金利変動リスクに速やかに対応するよう努めております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、あくまで余裕資金の運用として位置づけ、リスクは最小限に抑えることを重視し、「余資運用基準書」に基づき行われております。

余資運用部門である資金経理部は、保有する有価証券の時価総額や評価損益等について定期的に常務会に報告するとともに評価損益の状況が悪化しないよう常に市場動向に注意を払い、価格変動リスクに対処できるよう努めております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量を VaR (過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額) により四半期毎に計測しております。

当組合の VaR は、SMBC 日興証券が提供する有価証券管理システム「NBA」を利用し、分散共分散法 (保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年) により算出しております。

当事業年度末現在の当組合の市場リスク量 (予想最大損失額) は全体で1,365百万円であります。

なお、当組合では、これら VaR の算出結果に対するバックテストを四半期毎に実施しており、使用する計測モデルの精度についても確認を行っております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは適切に補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、的確な資金ポジションを確保するため、日々の預金・貸出金の残高推移、支払準備率、預け金の内訳、交換戻りや為替決済戻等を資金経理部において集中管理しております。

また、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性リスクに対し、万全の体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません (注2) 参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	20,343	20,220	△123
(2) 有価証券			
その他有価証券	15,259	15,259	—
(3) 貸出金 (*1)	79,873		
貸倒引当金 (*2)	△525		
	79,347	80,567	1,219
金融資産計	114,951	116,047	1,095
(1) 預金積金 (*1)	112,401	112,363	△38
(2) 借入金	—	—	—
金融負債計	112,401	112,363	△38

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除する貸倒引当金の金額はその他の資産に対応する個別貸倒引当金を除いているため、貸借対照表の金額とは一致しません。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額)。

② 上記①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

当事業年度末において借入金の残高はございません。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	44
組合出資金 (*2)	382
合計	427

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金 (全信組連出資金等) については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券及び満期保有目的に区分した債券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株式	315百万円	222百万円	93百万円
債券	5,579百万円	5,460百万円	118百万円
国債	1,511百万円	1,442百万円	69百万円
地方債	2,059百万円	2,018百万円	41百万円
公社公団債	—百万円	—百万円	—百万円
金融債	1,303百万円	1,300百万円	3百万円
事業債	705百万円	700百万円	5百万円
その他	224百万円	222百万円	2百万円
外国証券	200百万円	200百万円	—百万円
投資信託	24百万円	22百万円	2百万円
小計	6,119百万円	5,905百万円	213百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株式	100百万円	111百万円	△10百万円
債券	7,527百万円	7,871百万円	△344百万円
国債	1,108百万円	1,156百万円	△47百万円
地方債	1,065百万円	1,110百万円	△44百万円
公社公団債	184百万円	200百万円	△15百万円
金融債	997百万円	1,000百万円	△2百万円
事業債	4,170百万円	4,405百万円	△234百万円
その他	1,511百万円	1,535百万円	△23百万円
外国証券	1,486百万円	1,507百万円	△20百万円
投資信託	24百万円	27百万円	△2百万円
小計	9,139百万円	9,518百万円	△378百万円
合計	15,259百万円	15,424百万円	△164百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」といふ) しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落している場合、及び、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移や発行会社の財務内容等を考慮し、時価の回復の見込みが認められない場合であります。

29. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

30. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	1,101百万円	3,313百万円	1,250百万円	7,441百万円
国債	—百万円	407百万円	326百万円	1,887百万円
地方債	200百万円	706百万円	629百万円	1,587百万円
公社公団債	—百万円	—百万円	—百万円	184百万円
金融債	700百万円	1,599百万円	—百万円	—百万円
事業債	199百万円	599百万円	294百万円	3,782百万円
その他	1,200百万円	199百万円	286百万円	—百万円
合計	2,301百万円	3,512百万円	1,537百万円	7,441百万円

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、7,431百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,738百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額		114百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額		86百万円
その他有価証券評価差額金		45百万円
減価償却費損金算入限度額超過額		19百万円
税務上の繰越欠損金		—百万円
その他		48百万円
繰延税金資産小計		314百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		—百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△65百万円
評価性引当額小計		△65百万円
繰延税金資産合計		248百万円

繰延税金資産の純額 248百万円

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,856,500	1,979,539
資金運用収益	1,732,418	1,863,402
貸出金利息	1,527,381	1,654,105
預け金利息	62,491	58,938
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	119,730	125,237
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	22,815	25,121
役務取引等収益	110,036	111,187
受入為替手数料	31,933	26,526
その他の役務収益	78,102	84,660
その他業務収益	4,955	3,936
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	168	278
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4,786	3,657
その他経常収益	9,090	1,013
貸倒引当金戻入益	7,189	—
償却債権取立益	723	707
株式等売却益	3	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	1,174	306
経常費用	1,500,121	1,466,986
資金調達費用	7,979	7,961
預金利息	10,235	8,769
給付補填備金繰入額	313	229
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△2,568	△1,036
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	126,261	125,651
支払為替手数料	14,266	11,533
その他の役務費用	111,994	114,117
その他業務費用	469	1,447
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	404	1,078
国債等債券償還損	—	239
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	65	129
経費	1,361,315	1,297,193
人件費	867,749	818,787
物件費	435,348	419,876
税金	58,218	58,529
その他経常費用	4,094	34,731
貸倒引当金繰入額	—	26,511
貸出金償却	—	94
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	4,094	8,125
経常利益	356,379	512,552

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	33,692	—
固定資産処分益	31,692	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	2,000	—
特別損失	13,276	284
固定資産処分損	7,822	184
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	5,454	100
税引前当期純利益	376,795	512,268
法人税、住民税及び事業税	110,249	147,645
法人税等調整額	40,058	△456
法人税等合計	150,308	147,188
当期純利益	226,487	365,080
繰越金(当期首残高)	56,577	49,939
土地再評価差額金取崩額	52,363	—
当期末処分剰余金	335,428	415,019

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 366円17銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	335,428	415,019
積立金取崩額	—	4,125
剰余金処分量	285,489	369,937
利益準備金	5,502	—
普通出資に対する配当金	9,987	9,937
	(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
経営安定強化積立金	270,000	360,000
繰越金(当期末残高)	49,939	49,207

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	867,749	818,787
報酬給料手当	698,225	656,863
退職給付費用	46,830	43,245
その他	122,693	118,678
物 件 費	435,348	419,876
事務費	183,412	191,787
固定資産費	131,368	129,215
事業費	25,489	24,142
人事厚生費	7,735	8,725
有形固定資産償却	50,423	46,672
無形固定資産償却	1,126	1,126
その他	35,793	18,208
税金	58,218	58,529
経費合計	1,361,315	1,297,193

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	1,732,418	1,863,402
資金調達費用	7,979	7,961
資金運用収支	1,724,438	1,855,440
役員取引等収益	110,036	111,187
役員取引等費用	126,261	125,651
役員取引等収支	△16,225	△14,464
その他業務収益	4,955	3,936
その他業務費用	469	1,447
その他の業務収支	4,485	2,488
業務粗利益	1,712,698	1,843,464
業務粗利益率	1.33 %	1.45 %
業務純益	363,034	567,442
実質業務純益	363,034	558,470
コア業務純益	363,269	559,510
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	363,269	559,510

役員取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役員取引等収益	110,036	111,187
受入為替手数料	31,933	26,526
その他の受入手数料	78,078	84,620
その他の役員取引等収益	23	39
役員取引等費用	126,261	125,651
支払為替手数料	14,266	11,533
その他の支払手数料	99,276	102,201
その他の役員取引等費用	12,717	11,916

(注)1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	45,917	130,984
支払利息の増減	△6,416	△17



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	4,230	4,581
うち、出資金及び資本剰余金の額	995	991
うち、利益剰余金の額	3,245	3,600
うち、外部流出予定額 (△)	9	9
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	24	15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	24	15
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	79	39
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,334	4,636
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	3
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,330	4,633
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,607	48,633
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	880	880
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	880	880
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,110	3,284
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	49,717	51,918
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.70%	8.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,784,481	1,796,035	1,827,442	1,856,500	1,979,539
経常利益	179,172	167,138	234,895	356,379	512,552
当期純利益	131,793	167,172	174,058	226,487	365,080
預金積金残高	107,842,419	108,635,541	115,404,556	112,601,133	112,401,735
貸出金残高	62,446,543	64,673,716	71,229,267	74,926,407	79,873,038
有価証券残高	16,362,360	15,634,416	15,414,214	15,970,318	15,310,900
総資産額	113,815,525	114,644,785	124,143,766	121,860,868	118,972,277
純資産額	4,648,520	4,668,020	4,920,329	5,063,765	5,107,729
自己資本比率(単体)	7.62 %	7.96 %	8.54 %	8.70 %	8.92 %
出資総額	995,923	998,653	999,343	995,502	991,377
出資総口数	995,923 口	998,653 口	999,343 口	995,502 口	991,377 口
出資に対する配当金	9,950	9,982	9,991	9,987	9,937
職員数	147 人	133 人	135 人	128 人	122 人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	128,213百万円	1,732,418千円	1.35%
	令和4年度	126,777	1,863,402	1.46
うち貸出金	令和3年度	73,271	1,527,381	2.08
	令和4年度	78,297	1,654,105	2.11
うち預け金	令和3年度	39,189	62,491	0.15
	令和4年度	32,287	58,938	0.18
うち有価証券	令和3年度	15,378	119,730	0.77
	令和4年度	15,819	125,237	0.79
資金調達勘定	令和3年度	125,284	7,979	0.00
	令和4年度	123,339	7,961	0.00
うち預金積金	令和3年度	122,714	10,548	0.00
	令和4年度	121,116	8,998	0.00
うち譲渡性預金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
うち借入金	令和3年度	2,569	△2,568	△0.09
	令和4年度	2,222	△1,036	△0.04

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度7百万円、令和4年度7百万円)を、控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.27	0.39
総資産当期純利益率	0.17	0.28

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(a)	1.35	1.46
資金調達原価率(b)	1.08	1.04
総資金利鞘(a-b)	0.27	0.42

(注)1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$ 

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

取扱いなし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

取扱いなし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	44	44
組合出資金	382	382
合 計	426	427

(注)1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	300	206	94	315	222	93
	債 券	9,606	9,346	259	5,579	5,460	118
	国 債	2,135	2,029	106	1,511	1,442	69
	地 方 債	2,910	2,817	92	2,059	2,018	41
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	公 社 公 団 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	1,905	1,900	5	1,303	1,300	3
	そ の 他 社 債	2,655	2,600	55	705	700	5
	そ の 他	741	732	8	224	222	2
	外 国 証 券	703	701	2	200	200	—
投 資 信 託	37	30	6	24	22	2	
	小 計	10,647	10,285	361	6,119	5,905	213
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	98	127	△29	100	111	△10
	債 券	3,655	3,714	△58	7,527	7,871	△344
	国 債	386	394	△7	1,108	1,156	△47
	地 方 債	409	414	△4	1,065	1,110	△44
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	公 社 公 団 債	193	200	△6	184	200	△15
	金 融 債	399	400	△0	997	1,000	△2
	そ の 他 社 債	2,266	2,305	△38	4,170	4,405	△234
	そ の 他	1,517	1,530	△13	1,511	1,535	△23
	外 国 証 券	1,499	1,511	△11	1,486	1,507	△20
投 資 信 託	17	19	△1	24	27	△2	
	小 計	5,271	5,372	△101	9,139	9,518	△378
合 計		15,919	15,658	260	15,259	15,424	△164

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

取扱いなし

満期保有目的の金銭の信託

取扱いなし

その他の金銭の信託

取扱いなし

経理・経営内容

先物取引の時価情報

取扱いなし

オフバランス取引の状況

取扱いなし

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	0	0
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4	3
その他業務収益合計	4	3

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	
預 貸 率	(期 末)	66.54	71.06
	(期中平均)	59.70	64.64
預 証 率	(期 末)	14.18	13.62
	(期中平均)	12.53	13.06

(注)1. 預貸率=貸出金/預金積金×100
2. 預証率=有価証券/預金積金×100

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	8,042	8,028
1店舗当りの貸出金残高	5,351	5,705

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	879	921
職員1人当りの貸出金残高	585	654



資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	56,574	46.1	56,929	47.0
定期性預金	66,139	53.8	64,187	52.9
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	122,714	100.0	121,116	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	87,074	77.3	87,034	77.4
法人	25,527	22.6	25,367	22.5
一般法人	25,262	22.4	25,068	22.3
金融機関	0	0.0	2	0.0
公 金	263	0.2	296	0.2
合 計	112,601	100.0	112,401	100.0

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	—	—

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	59,570	57,999
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	204	191
合 計	59,774	58,191

資金運用

貸出金種別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	466	0.6	418	0.5
手形貸付	3,270	4.4	4,247	5.4
証書貸付	67,850	92.6	71,540	91.3
当座貸越	1,685	2.2	2,090	2.6
合 計	73,271	100.0	78,297	100.0

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和3年度末	383	0.5	—
	令和4年度末	327	0.4	—
有 価 証 券	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
動 産	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
不 動 産	令和3年度末	44,896	59.9	376
	令和4年度末	52,113	65.2	394
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	45,280	60.4	376
	令和4年度末	52,440	65.6	394
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	19,087	25.4	—
	令和4年度末	18,080	22.6	—
保 証	令和3年度末	5,458	7.2	82
	令和4年度末	5,329	6.6	78
信 用	令和3年度末	5,100	6.8	14
	令和4年度末	4,021	5.0	12
合 計	令和3年度末	74,926	100.0	474
	令和4年度末	79,873	100.0	485

(注)消費者ローンについては、「保証」欄に計上しております。

有価証券種別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,174	14.1	2,623	16.5
地 方 債	3,235	21.0	3,206	20.2
短期社債	—	—	—	—
公社公団債	199	1.3	199	1.2
金融債	2,349	15.2	2,300	14.5
その他社債	4,761	30.9	5,037	31.8
株式	381	2.4	378	2.3
外国証券	2,218	14.4	2,016	12.7
その他の証券	57	0.3	56	0.3
合 計	15,378	100.0	15,819	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	令和3年度末 令和4年度末	100 —	410 407
地方債	令和3年度末 令和4年度末	100 200	912 706	527 629	1,778 1,587
短期社債	令和3年度末 令和4年度末	— —	— —	— —	— —
公社公団債	令和3年度末 令和4年度末	— —	— —	— —	193 184
金融債	令和3年度末 令和4年度末	500 700	1,704 1,599	99 —	— —
その他社債	令和3年度末 令和4年度末	— 199	705 599	302 294	3,914 3,782
株式	令和3年度末 令和4年度末	— —	— —	— —	— —
外国証券	令和3年度末 令和4年度末	499 1,200	1,407 199	296 286	— —
その他の証券	令和3年度末 令和4年度末	— —	— —	— —	— —
合計	令和3年度末 令和4年度末	1,201 2,301	5,140 3,512	1,450 1,537	7,673 7,441

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	24	△11	15	△8
個別貸倒引当金	474	3	510	35
貸倒引当金合計	499	△7	525	26

- (注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	27,138	26,091
変動金利貸出	47,787	53,781
合計	74,926	79,873

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,040	38.0	1,986	39.0
住宅ローン	3,318	61.9	3,102	60.9
合計	5,358	100.0	5,089	100.0

貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	31,475	42.0	31,400	39.3
設備資金	43,451	57.9	48,472	60.6
合計	74,926	100.0	79,873	100.0

貸出金償却額 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	0

貸出金業種別残高・構成比 (単位：百万円、%)

業種別	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,023	2.7	1,762	2.2
農業、林業	0	0.0	0	0.0
漁業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	14,050	18.7	14,512	18.1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	132	0.1	183	0.2
運輸業、郵便業	1,179	1.5	1,085	1.3
卸売業、小売業	4,177	5.5	4,613	5.7
金融業、保険業	2,642	3.5	2,533	3.1
不動産業	28,910	38.5	34,117	42.7
物品賃貸業	273	0.3	211	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	761	1.0	970	1.2
宿泊業	9	0.0	6	0.0
飲食業	662	0.8	588	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	181	0.2	178	0.2
教育、学習支援業	25	0.0	47	0.0
医療、福祉	700	0.9	682	0.8
その他のサービス	1,769	2.3	1,703	2.1
その他の産業	523	0.6	500	0.6
小計	58,022	77.4	63,700	79.7
国・地方公共団体等	2,742	3.6	1,801	2.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,160	18.8	14,371	17.9
合計	74,926	100.0	79,873	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経理・経営内容

協法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区	分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	521	174	347	100.00	100.00	
	令和4年度	547	203	344	100.00	100.00	
危険債権	令和3年度	794	659	127	99.05	94.44	
	令和4年度	611	410	165	94.13	82.19	
要管理債権	令和3年度	128	106	—	82.87	—	
	令和4年度	116	97	1	85.04	9.93	
	三月以上延滞債権	令和3年度	11	11	—	100.00	—
		令和4年度	5	5	0	101.64	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	116	94	—	81.21	—
		令和4年度	110	91	1	84.14	9.42
小計	令和3年度	1,444	940	474	97.96	94.15	
	令和4年度	1,275	710	511	95.82	90.57	
正常債権	令和3年度	73,988					
	令和4年度	79,119					
合計	令和3年度	75,433					
	令和4年度	80,395					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金（C）」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

経理・経営内容

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

1. コンプライアンス体制とは、各種法令や社会規範はもとより、組合の内部規則等あらゆるルールを遵守する体制をいいます。信用組合は、高いレベルで公共性、社会性が求められ併せて組合員等をはじめ地域の「みなさま」に対しても大きな責任を負っており、役職員一人ひとりが常に公共的使命と高い倫理観をもって職務に当たる必要があります。そこで当組合は法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、その維持、向上に資するため「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の充実に努めております。
2. 反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序と安全を確保するうえで重要な課題であり、当組合においても「反社会的勢力対応管理規程」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進しております。
3. 当組合の業務において、「利益相反管理要領」に基づき顧客との利益相反を適切に管理し、顧客の利益が不当に害されることのないよう適切な態勢整備を行っております。
4. コンプライアンス実践のため「コンプライアンス規程」に基づき毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、地域における協同組織金融機関としての使命を達成するため、取組んでおります。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合ホームページに掲載しております。

顧客保護等管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

利益相反管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

報酬体系について

1. 対象役員
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」並びに在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 支給基準
- b. 計算方法等

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理事	65	85
監事	11	15
合計	76	100

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号「報酬告示」)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものを言います。
ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：業務推進部】

受付日：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：011-211-0857 (内線 202)

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを営業店窓口にて用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.sa-chushin.shinkumi.jp/>

苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。

【窓口：しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

受付日：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

●紛争解決措置

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人生命保険協会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合業務推進部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

札幌弁護士会 紛争解決センター (TEL 011-251-7730)

東京弁護士会 紛争解決センター (TEL 03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (TEL 03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (TEL 03-3581-2249)

そんぽADRセンター（一般社団法人 日本損害保険協会）

(TEL 0570-022-808)

生命保険相談所（一般社団法人 生命保険協会）

(TEL 03-3286-2648)

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域での手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等

により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センターにご照会ください。

統合的リスク管理態勢

当組合は、自己責任原則に基づく適切なリスク管理が、組合経営の健全性を確保するために極めて重要であると考えております。

当組合は、各種リスクを統合的に把握・一元管理していくために、「統合的リスク管理規程」を定め、年度毎の経営戦略やリスク管理方針等を各リスク管理部門が策定し、その内容をリスク管理委員会が協議したうえで、常務会・理事会に付議して決定しております。

経営内容

リスク管理体制

一定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和57年政令第44号）第3条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	札幌中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	991百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

注. 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する事業計画を積極的に取組み、その結果得られる適正利益を自己資本として積上げていくことが基本的な施策と考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	・信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、条件どおりの債務履行ができなくなるにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。 <管理方針> ・信用リスク管理強化のための与信ポートフォリオ（特定業種・大口融資等）の状況把握と小口多数主義により、リスク分散を基本として融資諸規定に基づく厳正な融資審査の徹底を図り、資産の健全化・良質化に努め、かつ不良債権の発生を未然に防止することによって収益力の向上に努めます。
管理体制	・与信管理は、各営業店での管理のほか、信用リスク管理の要である審査部が信用リスクの所在や規模等を的確に把握しております。また、法人信用格付システム取扱要領に基づき定期的にリスク管理委員会に報告し、同委員会はリスク内容を分析・評価のうえ、その対応策等を常務会に報告しております。 ・リスク管理委員会は、信用リスクを有する資産の自己査定及び償却、引当を適正に管理するとともに、オフバランス項目も統合して総資産の信用リスクを統括的に管理しております。
評価・計測	・信用リスクについては、別に定める「資産の自己査定基準書」に基づき保有する資産を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて判断しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、別に定める「資産の償却・引当の計上基準書」に基づき、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金に区分し、毎年決算日に下記により計上しております。

<一般貸倒引当金>

- ・正常先債権及び要注意先債権については、3年間の貸倒実績率の平均値により算定しております。
- ・要注意先（要管理）債権については、3年間の貸倒実績率（1算定期間）の平均値をベースにして、過去3算定期間の平均値を求め算定しております。
- ・上記に加え、当期においては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、道内業種別業況判断指数（DI）の将来予測値が大幅に低下している5業種を対象とした予防的引当金を計上しております。

<個別貸倒引当金>

- ・破綻懸念先債権については、債権額2億円以上の先にはDCF法で、2億円未満の先には個別債務者ごとに債権額から担保処分見込額及び回収可能と認められる額を控除した残額に貸倒実績率を乗じる方法で算定しております。
- ・実質破綻先債権及び破綻先債権については、個別債務者ごとに債権額から担保処分見込額及び回収可能と認められる額を減算して、償却・引当金を算定しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・概格付投資情報センター
- ・株日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス

なお、保有するエクスポージャーに2つ以上の格付がある場合に、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、2番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応する場合には、最も下位の格付を使用しております。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合は、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、標準的手法を採用し、信用リスク・アセット額の算出において信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、適格金融資産担保、一定の条件を満たす見合定期預金、保証等が該当します。具体的には、当組合が扱った担保に預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当組合が定める内規により、適切な事務取扱と適正な評価・管理を行っております。一方、保証には、住宅融資保険等があります。なお、当組合は一定条件を満たす見合定期預金の削減はしていません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	・オペレーショナル・リスクとは、事務リスク（役職員による事務ミス・不正等）及びシステムリスク（システムの不備等）ならびに外部事象の発生により損害を被るリスクをいいます。 <管理方針> (事務リスク管理方針) ・事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性を維持します。 ・機械化・システム化により手作業事務処理の削減を図ります。 ・現金・金券類の取扱いを規定に基づき厳格に行います。 ・内部監査・自店検査による牽制機能の確保を図ります。 ・事務規定等の整備を図り、計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図ります。 (システムリスク管理方針) ・SKCセンターと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害などの発生を未然に防止するため、SKCセンターの運営に積極的に参画します。 ・独自に補完システムを有し、パソコン等の導入が図られていることから、これらのリスク管理を行います。 ・システムリスクの管理については、別途詳細な「システムリスク管理要領」を定め厳格な管理を行います。
------------------	---

経営内容

管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務リスクについては、厳正な事務規定等の整備と遵守の徹底を図るとともに、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての監査部による内部監査を定期的実施し、事務水準向上、事故防止、事務運営の適正化を図ってリスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。 ・システムリスクについては、「しんくみ全国共同センター」に加盟し、予期せぬ緊急事態が発生した場合でも、バックアップセンターへ切り替える等、金融機関として必要な業務を継続維持できるよう万全を期しております。 ・事務リスクの管理は「事務分掌規程」で定める所管業務を担当する部門が行い、リスク発生時はリスク管理委員会及び常務会で検討し、さらに必要に応じて理事会にも報告し、その対応策を講じております。 ・顧客からの苦情・要望等の外部事象の発生によって損失を被るリスクについては、業務推進部が統括受付窓口として適切に対応するとともに、個人情報保護体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制の整備に努めております。
評価・計測	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナル・リスクについては、別に定める「オペレーショナル・リスク算定基準書」に基づき、1年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び同償還益を減算して、国債等債券売却損・同償還損・同償却及びアウトソーシング費用を加算した額）の15%相当額の直近3年間の平均値をリスク相当額として計測しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明及びリスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・出資その他これに類するエクスポージャー及び株式等エクスポージャーに内包するリスクとは、市場相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと、株式や出資等の発行体の信用状態が悪化し、元本や配当等の一部が回収不能となるリスクをいいます。 <管理方針> ・有価証券等の運用はあくまで余裕資金の運用として位置づけ、リスクは最小限に抑えることを重視し別に定める「余資運用基準書」に基づき、安全性・流動性・収益性の向上に努めます。
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの状況は毎月末時点で「有価証券の状況管理表」を作成し、常務会へ報告するとともに評価損益の状況が悪化しないよう常に市場動向に注意を払い、価格変動リスクに対処できるよう努めております。また、定期的な自己査定において、取得後の事情変化についても管理しております。
評価・計測	<ul style="list-style-type: none"> ・出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・金利リスクとは、市場金利が変動することにより、資産・負債の現在価値または期間収益に影響を与えるリスクをいいます。 <管理方針> ・資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で、特に金利変動に伴う金利リスクを重点的に管理します。 ・貸出にかかる金利リスクは、毎年貸出種類別、期間別等で標準金利を設定し、さらに経済情勢、金利動向を視ながら必要に応じて金利を見直します。 ・預金にかかる金利リスクは市場金利水準を的確に把握し、週単位で金利見直しを行い調達コストの軽減を図ります。 ・有価証券運用については、あくまで余資運用と位置づけ「余資運用基準書」に基づき、安全性・流動性・収益性の向上に努めます。
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・金利リスクを潜在的に大きなリスクであると認識し、資金経理部がVaR（過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額）や銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の枠組みに係るリスク量を計測し、リスクが自己資本に比して過大とならないよう管理しております。 ・一連の金利リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、リスク管理委員会、本部関連部署に報告され、金利変動リスクに速やかに対応できるよう努めております。
評価・計測	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。 ・当組合では、これらの金融資産及び金融負債について「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。 ・具体的には、別に定める「市場リスク算定基準書」に基づき、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇）が生じた場合の経済価値の変動額を四半期毎に計測しております。計測された計数は経営陣が把握し、資金の運用・調達及び金利政策に関する経営判断をする際の重要指標としております。

■金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに信用組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 (注) △EVEとは銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの、△NIIとは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 (b) 流動性預金に割り当てられた最長金利改定満期は5年です。
 (c) 普通預金等のように明確な金利改定間隔がなく、お客さまの要求によって随時払い出される預金のうち引き出されずに平均的に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限に、平均満期を2.5年として金利リスク量を計算しております。
 (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金利リスクの算定上、ともに想定しておりません。
 (e) 本邦通貨（円）以外の金融資産・金融負債はありません。
 (f) 割引金利にスプレッドは考慮しておりません。
 (g) 内部モデルは使用しておりません。
- 信用組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びに△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項
 (a) VaR（過去のある一定期間のデータをもとに、将来の特定期間内に、ある一定の確率の範囲内で被る可能性のある最大損失額）を四半期毎に計測しております。
 (b) 当組合のVaRは、SMBC日興証券が提供する有価証券管理システム「NBA」を利用して、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出し、自己資本の額との比較対照によって、自己資本の充実度評価や統合的リスク管理に活用し、金利リスクのコントロールを行っております。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	1,310	1,600	▲183				▲111	
2	下方パラレルシフト	0	0	9				2	
3	スティーピング	1,428	1,556						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,428	1,600	9				2	
		ホ		ヘ					
8	自己資本の額	4,633		4,330					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.19をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	46,607	1,864	48,633	1,945
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	45,726	1,829	47,752	1,910
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,693	267	5,180	207
法人等向け	11,056	442	12,092	483
中小企業等向け及び個人向け	6,646	265	6,698	267
抵当権付住宅ローン	8,439	337	9,886	395
不動産取得等事業向け	9,085	363	10,899	435
三月以上延滞等	102	4	132	5
取立未済手形	2	0	1	0
信用保証協会等による保証付	363	14	375	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	435	17	435	17
出資等のエクスポージャー	435	17	435	17
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	2,881	115	2,028	81
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	251	10	251	10
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	374	14	374	14
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,256	90	1,403	56
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	880	35	880	35
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,110	124	3,284	131
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	49,717	1,988	51,918	2,076

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \div 8\%}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	債 券		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内 外	120,129	118,046	75,783	80,705	13,061	13,332	—	—	700	704
国 外	2,217	1,711	—	—	2,213	1,707	—	—	—	—
地 域 別 合 計	122,346	119,758	75,783	80,705	15,274	15,040	—	—	700	704
製 造 業	2,715	2,548	2,057	1,790	500	600	—	—	0	0
農 業、林 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	14,641	15,149	14,438	14,946	200	200	—	—	40	58
電 気・ガ 斯・熱 供給・水道業	2,004	2,105	—	—	2,000	2,100	—	—	—	—
情 報 通 信 業	387	439	132	183	200	200	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,318	1,220	1,202	1,105	104	104	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,674	5,182	4,261	4,770	400	400	—	—	7	7
金 融 業、保 険 業	36,256	28,506	2,832	2,645	5,413	4,907	—	—	—	—
不 動 産 業	30,364	35,914	29,743	35,290	600	600	—	—	527	519
物 品 賃 貸 業	273	211	273	211	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	784	990	774	980	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	9	6	9	6	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	753	686	753	686	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	190	185	190	185	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	25	47	25	47	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉 社	700	682	700	682	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2,086	2,055	2,084	2,053	—	—	—	—	57	51
そ の 他 の 産 業	538	512	538	512	—	—	—	—	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	8,621	7,751	2,742	1,801	5,855	5,927	—	—	—	—
個 人	13,032	12,817	13,021	12,806	—	—	—	—	66	65
そ の 他	2,967	2,744	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	122,346	119,758	75,783	80,705	15,274	15,040	—	—	700	704
1 年 以 下	28,107	22,857	7,178	7,581	1,200	2,302	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	11,202	10,278	5,695	5,367	3,307	2,403	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	8,471	5,604	5,059	4,404	1,804	1,100	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	5,064	5,121	4,352	4,309	711	809	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	18,478	18,193	17,070	16,779	708	713	—	—	—	—
10 年 超	46,651	53,589	35,809	41,679	7,541	7,710	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	4,369	4,112	617	583	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	122,346	119,758	75,783	80,705	15,274	15,040	—	—	700	704

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、未決済為替貸、債権以外の仮払金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、業種区分に分類することが困難な貸出金等、その他の資産が含まれます。
 4. 上記の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、株式、出資金、債権以外の仮払金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、期間区分に分類することが困難な貸出金等、その他の資産が含まれます。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度		
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	40	39	39	38	—	—	40	39	39	38	—	—
電 気、ガ 斯、熱 供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	8	19	19	19	—	—	8	19	19	19	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	377	376	376	414	—	—	377	376	376	414	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	4	0	0	0	—	—	4	0	0	0	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	40	39	39	38	—	—	40	39	39	38	—	0
合 計	470	474	474	510	—	—	470	474	474	510	—	0

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	24,195	—	22,776
10%	—	4,128	—	4,060
20%	33,467	10	25,903	9
35%	—	24,113	—	28,245
50%	5,519	480	5,865	655
75%	—	7,813	—	7,749
100%	—	22,512	—	24,388
150%	—	4	—	2
200%	—	—	—	—
250%	—	100	—	100
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	38,987	83,359	31,769	87,989

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		449	392	2,302	2,214	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		49	78	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		325	221	2,125	2,157	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		4	10	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		—	—	129	15	—	—
⑧信用保証協会付		40	57	—	—	—	—
⑨出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑩他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑪信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑫その他		30	24	47	42	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後1億円超及び名寄せ後小口分散基準超のエクスポージャーが含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

- オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

- 投資家の場合

該当事項なし

経 営 内 容

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	453	453	465	465
非 上 場 株 式 等	425	—	425	—
合 計	878	453	891	465

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	0	0
売 却 損	0	1
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	69	81

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。当組合は該当ありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし



国際業務

外国為替取扱高

取扱いなし

外貨建資産残高

取扱いなし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	459	473
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	909	782
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	40	31
その他	—	—
合計	1,409	1,287

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日

札幌中央信用組合
理事長 泉 融和

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

継続企業の前提の重要な疑義

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債	—	—

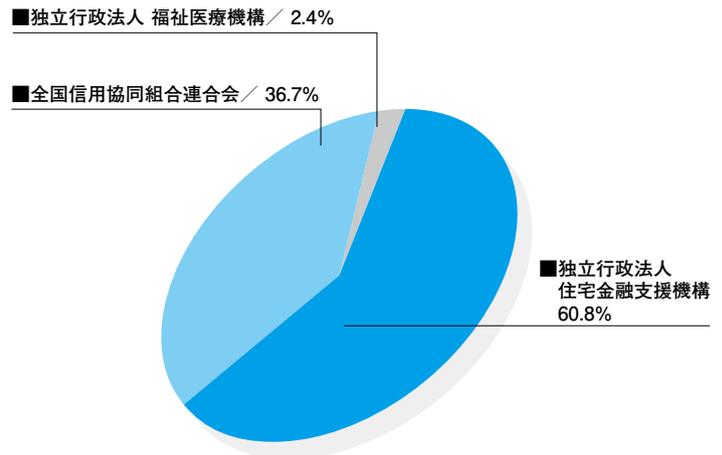
(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

公共債窓販実績

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	586	293

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



トピックス

- 令和4年 4月 取引先が抱える様々な問題等の解決に向け紹介業務の取扱範囲を拡大。新たに3社と業務提携し、取扱いを開始
- 令和4年 7月 税務等に関する課題解決への支援を目的に、朝日税理士法人と提携して、オンラインによる税務相談を行える「ちゅうしん税務リモート相談室」を開設
- 令和4年 8月 インターンシップの実施 (札幌学院大学)
- 令和4年 8月 会社等の役員の方や個人事業主の方の積立型退職金制度である「小規模企業共済」の前年度加入実績が全国の信組業界で第3位となり、(独)中小企業基盤整備機構より感謝状を受賞
- 令和4年 9月 インターンシップの実施 (札幌大学)
- 令和4年 9月 「しんくみの日週間献血運動」を実施
- 令和4年 9月 令和2年2月から各営業店に開設した「新型コロナウイルス感染症対策相談窓口」の設置期限を令和4年9月30日から令和5年3月31日まで再度延長 (新年度再延長)
- 令和4年10月 インターンシップの実施 (札幌啓北商業高校)
- 令和5年 2月 インターンシップの実施 (北海道武蔵女子短期大学)
- 令和5年 2月 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定
- 令和5年 3月 「社会福祉法人 羊ヶ丘養護園」様に「しんくみピーターバンカード」に係る寄付金30万円を贈呈

要望等相談窓口

当組合業務に対する要望等の統括相談窓口は、本部「業務推進部」となっております。

ご相談がございましたら、各営業店もしくは直接「業務推進部」までご連絡ください。

「業務推進部」 電話番号211-0857 (内線 202)

その他業務

手数料一覧

(令和5年4月1日現在)

●振込手数料（1件当り）

種類	窓口利用	ATM利用			インターネットバンキング
		現金振込	キャッシュカード振込 一般	組合員	
当組合宛	3万円以上	440円	330円	220円	無料
	3万円未満	220円	110円	110円	
	給与振込	無料			
他行宛	3万円以上	770円	550円	385円	385円
	3万円未満	605円	385円	275円	275円
	給与振込	55円			
組戻料					880円

●代金取立手数料（1件当り・当組合の他店券も同様）

種類	料金	
電子交換所	手形	770円
	手形以外（小切手等）	無料
個別取立（電子交換所不参加金融機関宛の手形・小切手等）	1,100円	
その他 (当所・他所共通)	不渡手形返却料	880円
	取立手形組戻料	880円
	取立手形店頭呈示料	880円

●融資関係手数料

種類	料金	
証書貸付全額繰上げ償還	1件	22,000円
	固定金利型住宅ローン	33,000円
消費者ローン全額繰上げ償還	1件	5,500円
証書貸付一部繰上げ償還	1件	5,500円
貸付条件変更	1件	11,000円
プロパー住宅ローン融資手数料	1件	55,000円
不動産担保事務取扱	1件	55,000円
不動産担保の一部解除	1件	11,000円
不動産担保解除（担保抹消）	1件	1,100円
追加担保事務取扱	1件	55,000円
固定金利再選択手数料	1件	5,500円
根抵当権設定 仮登記手数料	極度額1億円未満	1件 88,000円
	極度額1億円以上	1件 110,000円
借入用手形	1枚	660円
証書貸付償還表再発行	1回	550円
借入金利息支払証明書	1通	550円
火災保険質権設定	1件	1,100円
当座貸越更新手数料	1件	11,000円

●その他手数料

種類	種類	料金
手形・小切手	約束手形帳 1冊（25枚）	1,100円
	為替手形帳 1冊（50枚）	2,200円
	小切手帳 1冊（50枚）	2,200円
マル専当座取扱	割賦販売通知書1枚	5,500円
マル専約束手形	1枚	1,100円
自己宛小切手	1枚	1,100円
諸通帳再発行	1冊	1,100円
キャッシュカード再発行	1枚	1,100円
他行ATM利用	1回（時間内取扱）	110円
	1回（時間外取扱）	220円
貸金庫の利用 (1年間)	第1種（本店）	22,000円
	第2種（本店）	16,500円
	第3種（支店）	18,700円
夜間金庫 (1か月)	基本使用料（入金袋4個まで）	18,480円
	入金袋5個目から1袋につき	1,100円
残高証明書 (1通)	端末印字	550円
	英文・手書	3,300円
	監査法人向け	3,300円
個人向けインターネットバンキング利用手数料	1年間	1,320円
法人・個人事業者向けビジネスバンキング利用手数料	1か月（データ伝送なし）	1,100円
	1か月（データ伝送あり）	3,300円
窓口両替手数料 (1件)	1～20枚	無料
	21～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	660円
	1,001～2,000枚	1,100円
	以下1,000枚ごと加算	440円
大量硬貨入金手数料 (1件)	1～300枚	無料
	301～1,000枚	330円
	1,001～2,000枚	880円
	以下1,000枚ごと加算	440円
個人データ開示	1通	1,100円
現金集金・届け手数料	1回	880円

(注) 上記手数料はすべて消費税を含む総額表示になっております。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	65,136	55,311	65,798	59,792
	他の金融機関から	99,675	68,108	101,500	71,558
代金取立	他の金融機関向け	223	306	140	241
	他の金融機関から	591	1,389	326	711

主要な事業の内容

1. 預金業務

(1) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(2) 譲渡性預金

取扱っておりません。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(2) 手形の割引

一般商業手形の割引を取扱っております。

3. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式等に投資しております。

5. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取扱っております。

6. 外国為替業務

取扱っておりません。

7. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

8. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

9. 附帯業務

(1) 債務の保証業務

(2) 有価証券の貸付業務

(3) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(4) 代理業務

イ. 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

ロ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ハ. (株)りそな銀行の信託代理店業務

(5) 国、地方公共団体の公金取扱業務

(6) 株式払込金の受入代理業務

(7) 保護預り及び貸金庫業務

(8) 両替業務

(9) 保険の窓口販売業務

(10) 電子債権記録業務

(11) 金融商品仲介業務

(12) 企業等の事務受託業務

(13) 地域活性化等業務

当組合の子会社

該当事項なし

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地域の信用組合として地元の中小企業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営する金融機関です。

当組合は経営理念の一つに「地域密着型金融」を掲げ、組合員をはじめ、地域の中小企業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本として、皆さまから信頼されるサービスの提供と、地域社会の生活環境や文化の向上等に貢献するため、地域経済の発展に尽力して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたお客さまのサポートに迅速かつきめ細かく対応して参ります。

当組合は、次の5点を掲げ、地域密着型金融に取り組んでいます。

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化
2. 企業のライフステージに応じた金融支援
3. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
4. 地方創生に係る地域経済への貢献
5. 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

預金を通じた地域貢献

(1) 当組合組合員の年金受給者の方々を対象に、「年金定期預金」の取扱いをしています。

- ・ベスト100
上乗せ利率 0.100% 預入限度額 100万円
- ・プラス1000
上乗せ利率 0.020% 預入限度額 1,000万円

(2) 店頭表示金利を基準とした優遇利率を設定し、年2回「ラッキー定期預金」を取扱い致しました。

①第1回目 実施期間：6月～7月

<スーパー定期預金3年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の5倍（0.010%）
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の3倍（0.006%）

<スーパー定期預金5年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の7倍（0.014%）
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の5倍（0.010%）

②第2回目 実施期間：11月～12月

<スーパー定期預金3年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の5倍（0.010%）
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の3倍（0.006%）

<スーパー定期預金5年>

- ・組合員の皆さまには、基準金利の7倍（0.014%）
- ・組合員以外のお客さまには、基準金利の5倍（0.010%）

(3) お客様の多様なニーズにお応えすべく、4種類の定期預金商品の取扱いをしています。

・年金受取予約定期預金

当組合で公的年金のお受取を予約いただける55才以上の方に、スーパー定期預金（1年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

・相続定期預金

1年以内に相続により取得した相続金額に、スーパー定期預金（1年・3年・5年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

・退職金定期預金

1年以内に退職により取得した退職金に、スーパー定期預金（1年・3年・5年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

・法人運用定期預金

法人向けの短期的な資金運用等を目的とした、預入額10,000千円以上のスーパー定期預金（3ヵ月・6ヵ月・1年）の基準金利に金利を上乗せした定期預金

融資を通じた地域貢献

地域の皆さまからお預りした資金は地域で資金を必要とするお客さま（組合員）にご融資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることを基本に地域経済の持続的発展に努めております。

◎地方自治体の制度融資貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額
北海道制度融資	546	8,644	490	8,390
札幌市制度融資	313	3,788	262	3,354
合 計	859	12,433	752	11,745
総貸出金に対する比率	16.5%		14.7%	

◎担保・保証に過度に依存しない融資額

(単位：百万円)

	令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額
経営者からの保証徴求なし	59	685	62	1,378

◎地方自治体に対する貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
	金額	金額
札幌市	2,742	1,801

◎中小企業向け貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
	金額	金額
中小企業向け融資	55,267	61,061

◎新型コロナウイルス感染症関連融資

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額
北海道制度融資 北海道新型コロナウイルス感染症対応資金	407	8,103	388	7,652
札幌市制度融資 札幌市新型コロナウイルス対応支援資金	44	1,737	43	1,541
伴走支援型特別保証	266	3,563	342	4,296
合 計	717	13,404	773	13,491
総貸出金に対する比率	17.8%		16.8%	

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域サービスの充実

- ◎北海道銀行および道内の14信金・3信組と共同で、地域資源を活用して成長を目指す中小企業等へのサポートを目的に設立した「ほっかいどう地方創生ファンド」を支援しています。
- ◎財団法人 北海道中小企業総合支援センターが、中小企業者等の創業支援やものづくり産業の助成を目的として設置した「北海道中小企業応援ファンド」を支援しています。
- ◎札幌大通地区隣接の6商店街、札幌市、札幌商工会議所など31団体・企業が株主となって設立した「札幌大通まちづくり株式会社」に資本参加し、商店街の活性化活動等に協力しています。
- ◎地元町内会、老人クラブ、各サークル等からの要望により、週1回～2回定期的に営業店の2階会議室を開放しご利用いただいています。
- ◎地元商店会、町内会、青年会等に加えし、各種行事の支援振興に協力し、札幌経済の発展に努めております。

当組合の社会的貢献活動（CSR）について

* 社会貢献機能付き「ピーターバンカード」の取扱い

当組合は、全国信用協同組合連合会が株式会社オリエントコーポレーションと提携した、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターバンカード」を取扱い、お客さまにご利用いただいています。

このカードは、お客さまが買い物などでご利用されたカード代金の0.5%相当額が、各地域の信用組合協会が選定した福祉関連諸団体等に寄付されており、子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援することに役立っています。

令和4年度は、当組合で「社会福祉法人 羊ヶ丘養護園」様を選定し、寄付金として30万円を贈呈致しました。寄付金は児童の新学期にむけての学用品購入費用として活用していただいております。

* 「安全・安心どさんご運動」及び「札幌市地域安全サポーターズ」への参加

当組合は、北海道庁の主催による「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進協議会」の提唱する「安全・安心どさんご運動」に協賛するとともに、札幌市の主催による「札幌市地域安全サポーターズ」に登録しております。

「人・地域・社会の絆」を深め、地域コミュニティの力を高めるために、職員全員に周知し、当組合の社会貢献活動の一環として以下の取組みを行っています。

- ・みんなで守ろう子どもたち運動（子どもの安全を見守る運動）
- ・あいさつ・みまもり・たすけあい運動
- ・「こども110番の店」

等の運動を行い、「安全・安心な地域づくり」に参加しています。

* 「しんくみの日」活動

信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」とし、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて社会奉仕活動等を実施しています。当組合は、献血活動に参加し、令和4年度は9月2日（金）に北海道赤十字献血センターから移動献血車を招請し、当組合職員及び近隣協力者の参加により実施致しました。

また、上記「しんくみの日」活動のほか4月・12月に本部・本店営業部職員等による献血活動も行っています。

* 「交通遺児育英事業」の支援

交通事故が原因で保護者が亡くなられた子どもたちの学業支援のため、社団法人北海道交通安全推進委員会が実施している交通遺児育英事業基金造成のための募金活動に参加し、営業店の窓口に「交通遺児励ましの箱」を設置しているほか、賛助金を拠出しています。

お客さまの利便性向上に向けた取組み

- (1) 地域密着型金融機関として顧客満足を第一に取組み、営業店窓口の活性化、職員全員がお客さまに信頼される明るい窓口態勢作りに努めています。
- (2) 常にお客さまの立場に立って、店内のロビーやカウンター等の環境整備を図りました。
- (3) お客さまの利便性向上として、引続きセブン銀行と提携し、セブンイレブン等に設置しているATM（一部手数料の無料化）の利用促進をPRして参りました。
- (4) 全国の信用組合と通帳記帳提携を結び、全国各地のしんくみATMで通帳記帳ができるようになりました。
- (5) 法人・個人事業者向けインターネットバンキングサービスを取扱うことにより、お客さまの更なる利便性向上に努めています。
- (6) 組合の概要や、商品案内、キャンペーンの告知等については、ホームページ等に掲載しました。
- (7) 組合員の特典として、振込手数料の割引や優遇商品の年金定期預金等を積極的にPRし、推進して参りました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

取引先への支援状況等

当組合は、地域密着型金融の推進を恒久的な業務の一環ととらえ「地域密着型金融推進計画」に基づき、中小企業金融の円滑化や地域経済活性化のため、取引先に対する経営情報の提供や、経営相談、金融支援を積極的に行っております。

(1) 創業・新事業支援融資実績

(単位：件、百万円)

	令和4年度	
	件数	金額
創業・新事業支援融資実績	8	43

- (注)1. 「創業独立開業資金」等制度資金の活用に取り組んでおります。
2. 営業店を通じて「札幌市中小企業支援センター」の活用に取り組んでおります。

(2) 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)				
	うち経営改善支援取組み先 (a)			
	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	aのうち再生計画を策定した先数 (δ)	
	154	11	1	10
			9	

経営改善支援取組み率 (a / A)	ランクアップ率 (β / a)	再生計画策定率 (δ / a)
7.1	9.0	81.8

- (注)1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「a（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はaには含まれますがβには含んでおりません。
5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「aのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地元で健全な事業を営む中小企業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくことに対し、「(Face to Face 営業) 地域と共存・地域に貢献・そしてともに成長」をスローガンとし、取引先企業に寄り添い課題解決への支援強化に積極的に取り組んでおります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、内閣府、経済産業省から「経営革新等支援機関」の「認定」を受け、事業者の経営の強み・弱みを共有し伴走型支援を実施しています。また、公的機関などの活用により専門性の高い相談や指導・助言を行える体制を構築し、経営改善に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

中小・零細企業の多くは、自己資本に乏しく、他人資本（借入）に依存せざるを得ない状況にある中、コロナ融資の出口戦略として「伴走支援特別保証制度」による借換や条件変更による資金繰り支援等、取引先の経営支援に積極的に取り組みました。また、融資先へのモニタリングは定期的な訪問により業績や問題点を把握、北海道信用保証協会とも情報を共有し「業況報告書」により営業実態を捉え、専門家派遣含め長期に亘るサポート体制を行っています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

創業・新規事業開拓の支援

公的機関との連携、道・札幌市の制度資金・保証制度を活用し、令和4年度は8件43百万円の取扱実績となりました。

平成29年4月に日本政策金融公庫と連携した創業者向け商品「どさんこ創業サポート」の取扱いも含め、創業される企業や個人のニーズに応えるべく支援体制を整えております。

成長段階における支援

事業者の経営課題と将来の戦略について共有し、販売先・販売形態の多様化、仕入先・外注先の拡充など公的機関・専門機関等を通じ企業のライフステージに応じた金融支援を行っています。創業期のモニタリングおよび金融支援、成長期ならびに安定期にかけての事業性評価による支援、低迷期の企業に対しては外部機関や専門家との連携による支援等コンサルティング機能の強化を図り顧客の経営課題に取り組んでいます。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

「北海道よろず支援拠点」、「北海道中小企業活性化協議会」、「北海道中小企業総合支援センター」等の専門性の高い公的機関との連携により、支援体制を構築しています。

地域の活性化に関する取組み状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまのサポートに、きめ細やかな対応で継続的な金融支援に取り組んで参りました。
- ・地域経済の活性化に向け、取引基盤である地元中小・零細企業の発展のために、道内信用組合共通商品である「しんくみアシスト7」などの低金利の融資商品を積極的に推進し、既取引先企業の支援、新規企業先の開拓等に取り組んで参りました。
- ・地域活性化の一環として、道や札幌市の制度融資、保証制度を活用し、地域内の創業・新事業支援や企業の再生支援等に取り組んでいます。
- ・地元中小・零細企業のニーズに応えていくため、日頃からの訪問活動によって情報を収集し、資金供給手法の活用等に取り組んで参りました。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、「経営者保証の必要性に関する確認シート」を用い、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。今後、「経営者保証の必要性に関する確認シート」をより充実させ、新規で融資した件数が「連帯保証なしで融資した件数」と「監督指針に基づき説明を行った件数」の合計となることを目指しております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和4年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

経営者保証に依存しない融資の拡大に向けて取組みを推進しておりますが、無保証での取扱件数は減少したものの新規融資に対する割合は増加しました。更には事業承継時の問題でもある二重保証についても内部規程の整備を行い、円滑な事業承継を進めたことにより保証契約の解除も増加しています。

2. 取組み内容

事業性評価を通じ、企業の強み弱みの情報を共有し、財務状況を正確に把握し、無保証人融資及び保証解除を実施しています。更に「経営者保証の必要性に関する確認シート」をより細分化、数字に基づいた明瞭化を目指しています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	58件	50件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.33%	3.86%
保証契約を解除した件数	37件	38件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

地域密着型金融の取組み状況

地域密着型金融の進捗状況について

＜当組合の地域密着型金融の取組み＞

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化
- (2) 企業のライフステージに応じた金融支援
- (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (4) 地方創生に係る地域経済への貢献
- (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供

各施策に対する令和4年4月～令和5年3月の全体的な進捗状況ならびに取組み状況についての分析・評価および今後の課題は次の通りです。

1. 令和4年4月～令和5年3月までの進捗状況

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う取引先企業の支援強化
 - ◆新型コロナウイルスの影響を受けられた顧客への継続支援
 - ①新型コロナウイルスに係わる金融支援

事業先の経営状態が依然として厳しい状況下にあることを踏まえ、「伴走支援型特別保証制度」による金融支援を継続し、事業先の経営安定化を最優先課題として取組みました。

 - ・取扱実績124件、1,783百万円
 - ②新型コロナウイルスに係わる金融支援先へのモニタリング

新型コロナウイルス対応資金等を取扱った事業先に対し、営業店による定期的な訪問にてモニタリングを実施、現状の経営状況や顧客が抱える問題点等について、北海道信用保証協会と情報を共有し、事業先に対する長期的なサポートを行う態勢をとっております。
 - ③新型コロナウイルスに係わる返済猶予および条件緩和等の金融支援

事業先の経営状況によって、「伴走支援型特別保証制度」による借換返済（据置含む）のほか、元金返済猶予による支援など、顧客本位での金融支援に積極的に取組みました。
 - (2) 企業のライフステージに応じた金融支援
 - ◆顧客の経営課題へのコンサルティング機能の強化
 - ①創業期のモニタリングおよび金融支援

新型コロナウイルスの影響により新規創業先は減少したが、創業支援融資先に対しては定期的な面談によって、経営状況・事業活動の問題点等をヒアリングし、金融支援を含めた支援に取組みました。
 - ②成長期ならびに安定期にかけての事業性評価融資による支援

担保・保証に依存しない融資として、本部の事業性評価専任者が営業店担当者の指導・育成も兼ねて帯同訪問を実施し、事業性評価により顧客に寄り添った金融支援に取組みました。
 - ③低迷期の企業に外部機関や専門家との連携による支援

複数の金融機関との調整・協議が必要な事業先や業務改善が必要な先については、「中小企業活性化協議会」および「北海道信用保証協会」と連携して支援を行いました。
 - ④「北海道よろず支援拠点」の利用による取引先の経営課題の迅速な支援体制の強化

取引先の取組拡大、事業承継といった専門的知識が要求される先には、公的機関「北海道よろず支援拠点」と連携し、案件相談について積極的に取組みました。
 - ⑤公民連携した融資「北海道」および「札幌市」の制度融資等を活用した支援

道・札幌市と連携し、制度融資を積極的にい地域経済への貢献を図りました。

 - イ. 道制度融資残高 490件、8,390百万円
 - ロ. 札幌市制度資金融資残高 262件、3,354百万円
 - (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ◆事業性評価に向けた目利き能力向上の態勢整備
 - ①不動産担保・保証人に過度に依存しない融資の取組み

「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人を徴求しない融資に積極的に取組みました。
 - ②企業の強み・弱み等の特性を的確に分析・評価できる人材育成の取組み

事業性評価シート（目利きシート）作成先に対して、本部の事業性評価専任者と営業店担当者が訪問し、企業の特性、長所・短所の把握、改善点のアドバイス等OJT（目利き力の向上等）を実施しました。
 - ③取引先へのコネクション（繋がり）訪問により入手した多様な資金ニーズ情報への対応

最初に相談される金融機関を目標に、定期的に顧客訪問を実施し、資金ニーズに合った融資手法に取組みました。
 - ④「経営者保証に関するガイドライン」に基づく事業承継時への対応

事業承継時の保証契約を行う場合は、原則として前経営者および後継者の双方から二重に保証を求めない取扱いを対応要領で明確化しているほか、無保証融資を重視した取扱いを行いました。
 - (4) 地方創生に係る地域経済への貢献
 - ◆地域活性化に繋がる多様なサービスの提供

地域社会の発展、地域経済の活性化に向けた取組みとして、ファンド等への継続支援を行いました。
 - (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供
 - ◆金融サービスの提供および取引先支援
 - ①EV車限定の特別金利のマイカーローンおよび太陽光発電等、地域社会・環境保全等のSDGsに関連する商品の取扱いを行いました。
 - ②顧客が抱える様々な問題等への解決に向けた「紹介業務」の取扱範囲を拡大し、顧客への提案や概要説明が一覧表で説明できる「ちゅうしんソリューションマップ」および「ちゅうしんお困りごと解決マップ」を新たに作成し、ソリューション営業活動の充実を図りました。

・令和5年3月31日現在、専門分野の企業への紹介先133先
- #### 2. 今後の取組みについて
- (1) 取引先企業の課題解決への支援強化
 - ◆出口戦略に向けた取引先企業への支援
 - ①経営の安定化のため資金繰りを含めた金融支援に取組んで参ります。
 - ②経営課題の解決に向けた支援に取組んで参ります。
 - (2) 企業のライフステージに応じた金融支援
 - ◆顧客の経営課題へのコンサルティング機能の強化
 - ①地域内の中小企業等の支援強化として、公的機関との連携、北海道・札幌市の制度融資、保証制度等を積極的に活用し、企業のライフステージ（創業期・成長期等）に応じた支援に取組んで参ります。
 - ②今後も地域経済の活性化に向けた取組みとして、日本政策金融公庫と創業支援、経営改善、再生支援等の分野を中心に連携を強化して参ります。
 - (3) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ◆事業性評価に向けた目利き能力向上の態勢強化
 - ①中小企業の事業価値を見極める取組みとして、事業性評価の専任担当者を本部に配置し、営業店担当者と事業先訪問による事業性評価を実施することで、資金ニーズを的確に捉え、安定した資金供給ができるよう融資審査能力向上に努めて、不動産担保および個人保証に過度に依存しない融資に取組んで参ります。
 - ②企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能を發揮して、営業店と本部が一体となり、事業先を訪問し企業の事業内容等を適切に評価、アドバイスをこなして参ります。
 - (4) 地方創生に係る地域経済への貢献
 - ◆「まち・ひと・しごと創生総合戦略」～国・地方公共団体等と連携し、積極的に取組んで参ります。
 - ◆地域経済の活性化に貢献することを目的に締結された当組合および北央信用組合、空知商工信用組合の3信用組合との「包括的連携協力に関する協定」に基づき、引続き地域社会の発展に向けて取組んで参ります。
 - (5) 地域活性化につながる情報と多様なサービスの提供
 - ◆金融知識の普及支援

大学生・短大生・高校生等を対象としたインターンシップ受入活動、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園 北海道大会」への参画などによる金融知識の普及活動を行って参ります。
 - ◆金融サービスの提供および取引先支援
 - ①優遇金利定期預金の取扱い継続および、個人向けローン商品の充実による利便性の向上を行って参ります。
 - ②「ちゅうしんソリューションマップ」および「ちゅうしんお困りごと解決マップ」の活用による顧客が抱える様々な問題等の解決に向けた取組みの継続実施、ならびに企業の事業拡大等のサポートを目的に、補助金の提案および概要を一覧表で説明できる「補助金交付マップ」を作成し、ソリューション営業活動の充実を図って参ります。

店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)

地区一覧

店名	住 所	電 話	ATM
本 部	〒060-8513 札幌市中央区南2条西2丁目12番地	231-8136	—
本店営業部	〒060-8513 札幌市中央区南2条西2丁目12番地	231-0708	2台
山鼻支店	〒064-0916 札幌市中央区南16条西8丁目2番12号	511-8366	1台
北支店	〒001-0030 札幌市北区北30条西4丁目2番12号	716-7121	1台
美香保支店	〒065-0017 札幌市東区北17条東8丁目2番1号	731-2576	1台
平岸支店	〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条6丁目2番23号	831-5178	1台
澄川支店	〒005-0003 札幌市南区澄川3条4丁目4番17号	811-9408	1台
南郷支店	〒003-0022 札幌市白石区南郷通8丁目南4番10号	864-4051	1台
発寒支店	〒063-0831 札幌市西区発寒11条4丁目1番1号	661-5281	1台
北郷支店	〒003-0833 札幌市白石区北郷3条3丁目13番20号	873-8106	1台
西野支店	〒063-0034 札幌市西区西野4条2丁目4番17号	662-5125	1台
藤野支店	〒061-2282 札幌市南区藤野2条2丁目1番20号	591-3621	1台
西岡支店	〒062-0034 札幌市豊平区西岡4条1丁目1番1号	852-6935	1台
篠路支店	〒002-8025 札幌市北区篠路5条4丁目4番30号	773-8191	1台
平岡支店	〒004-0877 札幌市清田区平岡7条1丁目14番1号	885-0871	1台

札幌市
小樽市
岩見沢市
江別市
北広島市
石狩市
石狩郡当別町
石狩郡新篠津村

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。
なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」「金融再生法」で規定されております法定開示項目、**印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

■ ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【概況・組織】

1. 事業方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 事業の組織 *・・・・・・・・・・・・ 2
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *・・・・・・・・・・・・ 2
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *・・・・・・・・・・・・ 31
5. 自動機器設置状況・・・・・・・・・・・・ 31
6. 地区一覧・・・・・・・・・・・・ 31
7. 組合員数・・・・・・・・・・・・ 2
8. 子会社の状況・・・該当事項なし

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容 *・・・・・・・・・・・・ 25
10. 信用組合の代理業者 *・・・該当事項なし

【業務に関する事項】

11. 事業の概況 *・・・・・・・・・・・・ 2
12. 経常収益 *・・・・・・・・・・・・ 11
13. 業務純益 *・・・・・・・・・・・・ 9
14. 経常利益(損失) *・・・・・・・・・・・・ 11
15. 当期純利益(損失) *・・・・・・・・・・・・ 11
16. 出資総額、出資総口数 *・・・・・・・・・・・・ 11
17. 純資産額 *・・・・・・・・・・・・ 11
18. 総資産額 *・・・・・・・・・・・・ 11
19. 預金積金残高 *・・・・・・・・・・・・ 11
20. 貸出金残高 *・・・・・・・・・・・・ 11
21. 有価証券残高 *・・・・・・・・・・・・ 11
22. 単体自己資本比率 *・・・・・・・・・・・・ 11
23. 出資配当金 *・・・・・・・・・・・・ 11
24. 職員数 *・・・・・・・・・・・・ 11

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率 *・・・・・・・・・・・・ 9
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *・・・ 9
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利期 *・・・ 11
28. 受取利息、支払利息の増減 *・・・・・・・・・・・・ 9
29. 役員取引の状況・・・・・・・・・・・・ 9
30. その他業務収益の内訳・・・・・・・・・・・・ 13
31. 経費の内訳・・・・・・・・・・・・ 9
32. 総資産経常利益率 *・・・・・・・・・・・・ 11
33. 総資産当期純利益率 *・・・・・・・・・・・・ 11

【預金に関する指標】

34. 預金種目別平均残高 *・・・・・・・・・・・・ 14
35. 預金者別預金残高・・・・・・・・・・・・ 14
36. 財形貯蓄残高・・・・・・・・・・・・ 14
37. 職員1人当り預金残高・・・・・・・・・・・・ 13
38. 1店舗当り預金残高・・・・・・・・・・・・ 13
39. 固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金残高 *・・・・・・・・・・・・ 14

【貸出金等に関する指標】

40. 貸出金種類別平均残高 *・・・・・・・・・・・・ 14
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *・・・ 14
42. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 *・・・ 15
43. 貸出金使途別残高 *・・・・・・・・・・・・ 15
44. 貸出金業種別残高・構成比 *・・・・・・・・・・・・ 15
45. 預貸率(期末・期中平均) *・・・・・・・・・・・・ 13
46. 消費者ローン・住宅ローン残高・・・・・・・・・・・・ 15
47. 代理貸付残高の内訳・・・・・・・・・・・・ 24
48. 職員1人当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・ 13
49. 1店舗当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・ 13

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高 *・・・ 取扱いなし
51. 有価証券の種類別平均残高 *・・・・・・・・・・・・ 14
52. 有価証券種類別残存期間別残高 *・・・・・・・・・・・・ 15
53. 預証率(期末・期中平均) *・・・・・・・・・・・・ 13

【経営管理体制に関する事項】

54. コンプライアンス(法令遵守)への取組み *・・・・・・・・・・・・ 17
55. 統合的リスク管理態勢 *・・・・・・・・・・・・ 17
56. リスク管理体制 *・・・・・・・・・・・・ 18.19
資料編・・・・20.21.22.23
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *・・・・・・・・・・・・ 17

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *・・・ 5.6.7.8.9
59. 貸金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *・・・ 16
60. 自己資本の構成に関する事項
(自己資本比率明細) *・・・・・・・・・・・・ 10
61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *・・・ 12.13
売買目的有価証券
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

満期保有目的の債券
市場価格のない株式等及び組合出資金
その他有価証券
運用目的の金銭の信託
満期保有目的の金銭の信託
その他の金銭の信託

62. 外貨建資産残高 *・・・ 取扱いなし
63. オフバランス取引の状況 *・・・ 取扱いなし
64. 先物取引の時価情報 *・・・ 取扱いなし
65. オプション取引の時価情報 *・・・ 取扱いなし
66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *・・・・・・・・・・・・ 15
67. 貸出金償却の額 *・・・・・・・・・・・・ 15
68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *・・・ 24
69. 会計監査人による監査 *・・・・・・・・・・・・ 24

【その他の業務】

70. 内国為替取扱実績・・・・・・・・・・・・ 25
71. 外国為替取扱実績 *・・・ 取扱いなし
72. 公共債窓販実績・・・・・・・・・・・・ 24
73. 公共債引受額・・・・・・・・・・・・ 24
74. 手数料一覧・・・・・・・・・・・・ 25

【その他】

75. トピックス・・・・・・・・・・・・ 24
76. 当組合の考え方・・・・・・・・・・・・ 2
77. 沿革・歩み・・・・・・・・・・・・ 2
78. 継続企業の前提の重要な疑義 *・・・ 該当事項なし
79. 要望等相談窓口・・・・・・・・・・・・ 24
80. 総代会について *・・・ 3.4
81. 報酬体系について *・・・ 17

【地域貢献に関する事項】

82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) *・・・ 26.27
83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *・・・ 28.29
84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 *・・・ 29
85. 地域密着型金融の取組み状況 *・・・ 30



〒060-8513 札幌市中央区南2条西2丁目12番地

TEL : 231 - 8136 FAX : 222 - 1983

URL <https://www.sa-chushin.shinkumi.jp/>